

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和6年3月27日(2024.3.27)

【公開番号】特開2023-32417(P2023-32417A)

【公開日】令和5年3月9日(2023.3.9)

【年通号数】公開公報(特許)2023-045

【出願番号】特願2021-138543(P2021-138543)

【国際特許分類】

B 60 W 30/16(2020.01)

10

F 16 H 59/48(2006.01)

F 16 H 61/08(2006.01)

F 16 H 61/02(2006.01)

B 60 L 15/20(2006.01)

B 60 W 60/00(2020.01)

【F I】

B 60 W 30/16

F 16 H 59/48

F 16 H 61/08

F 16 H 61/02

20

B 60 L 15/20 K

B 60 W 60/00

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月18日(2024.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機械式自動变速機を搭載した電動車両の变速制御装置であつて、

前記電動車両と先行車両との車間距離を自動で制御するオートクルーズの作動中に、前記電動車両と前記先行車両との相対加速度が第一所定値以上であつて且つ前記電動車両の加速度が第二所定値以下であることを含む早期化条件の成否を判定する判定部と、

前記判定部で前記早期化条件が成立していると判定された場合は、前記判定部で前記早期化条件が成立していないと判定された場合よりも、前記機械式自動变速機のシフトアップのタイミングを早める制御部と、を備えた

ことを特徴とする变速制御装置。

【請求項2】

前記早期化条件は、前記電動車両と前記先行車両との相対速度が第三所定値以上であることを更に含む

ことを特徴とする、請求項1に記載の变速制御装置。

【請求項3】

前記早期化条件は、前記電動車両の速度が第四所定値以下であることを更に含む

ことを特徴とする、請求項1又は2に記載の变速制御装置。

【請求項4】

前記早期化条件は、前記電動車両と前記先行車両との前記車間距離が第五所定値以上であることを更に含む

50

ことを特徴とする、請求項 1～3 のいずれか一項に記載の変速制御装置。

**【請求項 5】**

前記早期化条件は、前記電動車両が走行している路面の勾配が第六所定値以下であることを更に含む

ことを特徴とする、請求項 1～4 のいずれか一項に記載の変速制御装置。

10

20

30

40

50